

第394回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日時 令和5年8月9日（水）午後2時から
- 2 場所 倉吉シティーホテル3F マーガレット
- 3 出席者 委員：板倉委員、佐々木委員、朝日田委員、寺田委員、井本委員、永田委員
事務局：氏事務局長、清家事務局次長、西村書記
鳥取県：漁業調整課 本田係長
鳥取県境港水産事務所 志村課長補佐
- 4 傍聴者 0名
- 5 議事
(1) 漁業権一斉切替えに係る漁業権免許申請について（諮問）
(2) その他（報告）

<議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として、寺田委員及び朝日田委員を指名した。

議事1 漁業権一斉切替えに係る漁業権免許申請について（諮問）

〔原案に同意する旨決議された。〕

本田係長が資料1に沿って説明した。

〔板倉会長〕 皆さん、ただいまの説明で、何か御質問等がありますでしょうか。ないようでしたら、私から確認させてください。新規の漁業権のところですが、もし何人かあった場合は、条件に照らして1者を選んでいくということでしょうか。

〔本田係長〕 そうですね。参考資料1の2ページ目を確認していただきたいのですが、新規の漁業権に対して、複数の者から申請があった場合については、会長がおっしゃるとおり、条件に照らして、どの者がいいのかというのを判断することになります。基本的には、県が判断することにはなりますが、その際には、海区の委員様たちの御意見をお聞きして、最終決定をすることになります。

このたび、法律に記載のある条件というのは、2番の（2）の②上記以外の場合から矢印が伸びている、漁業生産の増大、並びに、これを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者というところだけが、法律に記載があるのですが、これを判断する目安は実際にはない状態です。この地域の水産業の発展に最も寄与する者を選ぶ際に、県が審査基準として定めている内容は、その下に記載があります。この内容は、多少法律よりは細かく定めていますが、それでも判断の余地というものはあります。まず、申請時に添付される事業計画書等によって、生産量の増大、漁業所得の向

上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物の流通や加工に与える影響等を中長期的な観点から、次の基準より総合的に勘案し判断するとさせていただいてまいりまして、この内容については、水産庁からの技術的助言にのっとっているものになります。これに沿って、(1)～(5)まで、検討の素材を記載していますが、免許を受けることで漁場が適切に管理され、漁業生産の維持増大が見込まれること、漁業生産の増大を通じて、地域の漁業所得の向上が図られる見込みがあること、そして、(3)番といたしまして、地域住民に対し、適切な就業機会を確保することによって、生産の増大や漁業所得の向上が図られる見込みがあること、関係漁業協同組合に対して、積極的に漁場利用計画を説明し、理解を得ようとする努力を怠っていないこと、地元の水産物流通や加工業者との良好な関係構築が図られていて、地域の水産業に対して、良好な影響を与える可能性があることということを記載させていただいておりますが、まだいろいろと判断の余地があるところ、それから、上手に計画書を書けた人勝ちではないかというような気もしますが、そういったところを、ヒアリング等を通して、上手く判断をしていく必要があると思っております。

本来は、この基準についても、海区の委員会の中で御相談をさせていただいて決める必要があったとは思っておりますが、このたびは、ひとまず県のほうで設定をさせていただいております。ですが、これは今後も必要な条件になりますので、ここの審査基準とそのために必要な事業計画書の内容についても、次は5年後になりますので、もう少し充実した内容で審査ができるよう、あらかじめ設定ができればというふうに考えております。

今回は該当事例がありませんでしたが、例えば、個別漁業権として設定した養殖業に競願があった場合、審査の対象になります。なので、例えば、海区の第9号ですね、第9号が個別漁業権、経営者免許に必要な養殖業の人に書いてもらった事業計画書になりますので、事業の目的、内容、規模、持続的に生産力を高めるためにどのような取組をしようとしているのか、具体的な漁場の活用計画を考えてあるか、それから、地域の水産業の発展のための計画ということで、このあたりまでは、共同漁業権と変わらないのですが、裏面に、具体的な資金の計画等を書いていただいて、実際にどのぐらい実現の見込みがあるかという辺りも含めて判断をしていく必要があると思っております。これは、県によっては事業計画書に、従事者の中にその地域の方がどのぐらいいるのかという辺りを書かせたりされているようです。そういうところについても、次回の漁業権のときには、しっかりと皆様のほうにも御意見をお聴きして検討したいと考えております。

[板倉会長] そのほか、御質問等はありませんでしょうか。この件について、本来は諮問ということで、答申をしないといけません。今日は協議ということですので、正式に諮問がなされましたら、会長専決にて答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。それでは、議題(1)については、諮問案のとおり、諮問がなされ次第、答申のとおり、免許してよい趣旨、会長専決にて答申させていただくこととさせていただきますので、よろしく申し上げます。

6 その他

〔板倉会長〕 その他ということで、県のほうから情報提供があると聞いております。説明をお願いします。

特定水産資源クロマグロの令和5管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量の変更 について（報告）

清家次長が資料2に沿って説明した。

〔板倉会長〕 要は、マグロが獲れるということでしょうか。

〔清家次長〕 はい。また小型魚の枠が増えましたので、漁獲することが出来ます。

〔板倉会長〕 ほかに質問ないようでしたら、進行を事務局のほうに返したいと思います。

〔氏事務局長〕 諮問につきましては、先ほど会長のほうからもございましたとおり、知事決裁が下りた段階で、会長専決という形で再度諮問、答申させていただきますので、よろしく願いします。

〔本田係長〕 次回の委員会開催についてですが、今、地びき網漁業の免許の継続許可があり、その関係で、9月中に予定していますので、またよろしく願いいたします。

7 閉 会

〔氏事務局長〕 では、以上をもちまして、委員会のほうは終了させていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

令和5年8月9日

議長会長

署名委員

署名委員